

## 国内募集型企画旅行条件書【要約】

### ●募集型企画旅行契約

この旅行は、㈱スカイウェイ(兵庫県豊岡市寿町 4-1 兵庫県知事登録旅行業第 2-578/ 以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、この契約の内容・条件は、募集広告(参加申込書のご案内)と下記によるほか、別途出発前にお渡しする確定案内書面(最終日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

### ●旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入の上、お申し込みください。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。

### ●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日からさかのぼって 14 日前にあたる日(以下「基準日」という)よりも前にお支払いください。また、基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までにお支払いいただきます。

### ●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料。

これらの費用は、お客様の都合により一部を利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

### ●旅行代金に含まれないもの

上記の旅行代金に含まれるもの以外は、旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- ・クリーニング・電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ・旅行行程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- ・お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事代、交通費等)
- ・ご自宅から出発地(宿泊地)までの交通費・宿泊費

### ●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、下記の〈宿泊・オプションツアーに関する取消料基準〉を適用させていただきます。なお、ご返金につきましては、大会終了後に取消料を差し引いた金額をお客様ご指定の口座へお振り込みいたします。

取消日(旅行契約の解除期日)とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

取消日(宿泊日・実施日の前日から起算して)	6 日前まで	5 日前～2 日前	前日	当日・無連絡不泊
取消料	無料	20%	50%	100%

### ●旅程管理

この旅行は添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類(確認書等)をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。(宿泊手続き等)

お客様のご都合で急遽ご旅行を取り止める場合は、㈱スカイウェイ本社豊岡営業所に連絡をお願いいたします。なお、営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で残りのご利用予定サービス提供機関(ホテル等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。

取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したこととなり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。

### ●特別補償

当社は、当社の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款の特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。(細菌性食中毒は含みません)

- ・死亡補償金:1,500 万円
- ・入院見舞金:2~20 万円
- ・通院見舞金:1~5 万円
- 携行品損害補償金:お客様 1 名につき~15 万円限度

### ●個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込書等に記載された個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのために利用させていただきます。また、会議運営に伴い会議主催事務局へ情報を提供するために利用させていただきます。

### ●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件・旅行代金は、2010 年 4 月 1 日現在の条件・規則および運賃・料金を基準としています。

### <旅行企画・実施>

兵庫県知事登録旅行業第 2-578

株式会社スカイウェイ

〒668-0024 兵庫県豊岡市寿町 4-1